

2020年の最低賃金

令和2年10月より適用される最低賃金ですが、中央最低賃金審査会の7月22日の答申においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、

「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」

とし、各地方労働局の審議会においても上記見解を参酌するよう求めています。8月21日に厚生労働省より以下を最低賃金額とする各地方労働局の審議会の答申が公表されました。

都道府県	2020年度	発行年月日
北海道	861 -	-
青森	793 (790)	10月3日
岩手	793 (790)	10月3日
宮城	825 (824)	10月1日
秋田	792 (790)	10月1日
山形	793 (790)	10月3日
福島	800 (798)	10月2日
茨城	851 (849)	10月1日
栃木	854 (853)	10月1日
群馬	837 (835)	10月3日
埼玉	928 (926)	10月1日
千葉	925 (923)	10月1日
東京	1013 -	-
神奈川	1012 (1011)	10月1日
新潟	831 (830)	10月1日
富山	849 (848)	10月1日
石川	833 (832)	10月7日
福井	830 (829)	10月2日
山梨	838 (837)	10月8日
長野	849 (848)	10月1日
岐阜	852 (851)	10月1日
静岡	885 -	-
愛知	927 (926)	10月1日

※ () 内は2019年度、-は変更なし

三重	874 (873)	10月1日
滋賀	868 (866)	10月1日
京都	909 -	-
大阪	964 -	-
兵庫	900 (899)	10月1日
奈良	838 (837)	10月1日
和歌山	831 (830)	10月1日
鳥取	792 (790)	10月2日
島根	792 (790)	10月1日
岡山	834 (833)	10月1日
広島	871 -	-
山口	829 -	-
徳島	796 (793)	10月3日
香川	820 (818)	10月1日
愛媛	793 (790)	10月3日
高知	792 (790)	10月3日
福岡	842 (841)	10月1日
佐賀	792 (790)	10月2日
長崎	793 (790)	10月3日
熊本	793 (790)	10月1日
大分	792 (790)	10月1日
宮崎	793 (790)	10月3日
鹿児島	793 (790)	10月3日
沖縄	792 (790)	10月3日

全国平均	902 (901)
------	-----------

40県が、1円～3円の引き上げを行い、**全国平均は902円**（昨年は901円）となりました。昨年の全国平均で27円引上げ（874円→901円）と比べると、非常に少額の増加となりました。

10月1日以降、都道府県ごとに順次改定となりますので、最低賃金を割ることがないように賃金額の確認を行いましょう。



おしながき

- ▶ 2020年の最低賃金 ... P 1
- ▶ 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得可能に ... P 2
- ▶ コロナウイルスの影響で休業した際の年次有給休暇の注意点 ... P 3
- ▶ マイナンバーカード活用術 ... P 4

9月・10月の労務/税務

- 9月10日
 - 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格届の提出
- 9月30日
 - 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出
- 10月12日
 - 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格届の提出
- 11月2日
 - 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出
 - 労働者死傷病報告の提出（7月～9月分）
 - 個人の都道府県税・市民税の納付
 - 労働保険料の納付（延納第2期）

【2021年1月】子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得可能に

子の看護休暇・介護休暇とは

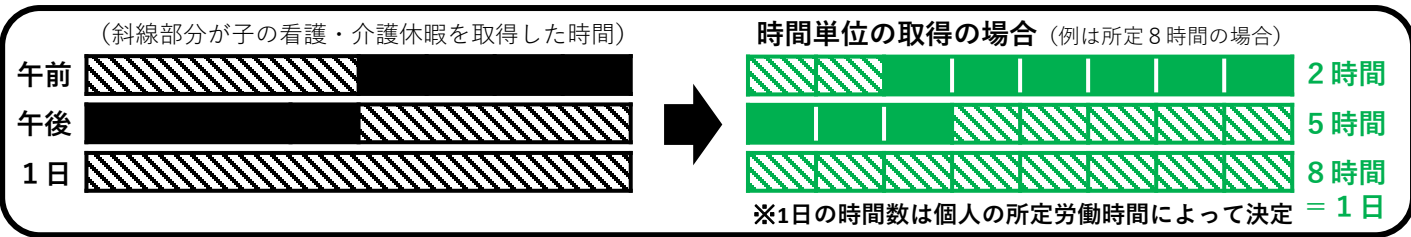
子の看護休暇・・・小学校就学前の子供の負傷・疾病による世話や予防接種・健康診断のため

介護休暇・・・要介護状態の家族を介護するため

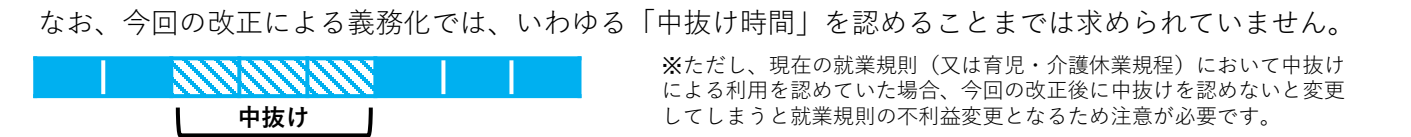
上記による休暇を、年次有給休暇とは別に、1日又は半日の休暇を1人の対象家族につき5日、2人以上であれば10日取得できる制度です。休暇中の賃金は無給で構いませんが、賃金の有無は就業規則（又は育児・介護休業規程）において明記する必要があります。

時間単位での取得が可能になります

現在は、1日又は半日（1日の所定労働時間が4時間以下の場合を対象外）単位で取得できますが、2021年1月1日からは、**時間単位（1日の所定労働時間が4時間以下の場合を含めた全労働者対象）での取得が可能**となります。そのため、事業主は労働者から請求があった場合には、時間単位での取得を認めなければいけません。

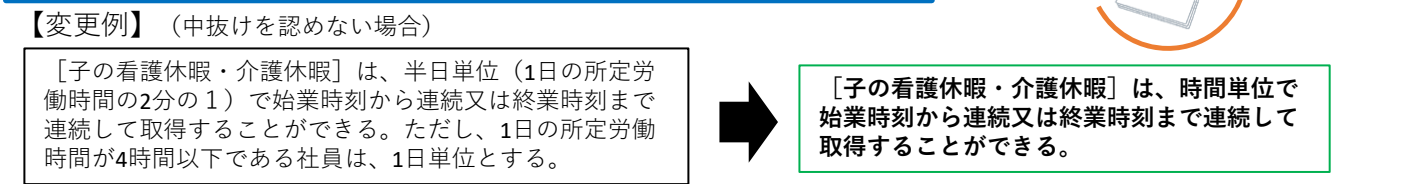


時間単位とは、「1時間ごと」の取得を指し、「2時間以上を単位とする」といった取り扱いはできないほか、例えば、**所定労働時間が7時間30分の場合には、時間単位で取得するためには1日分を8時間とする**必要があります（7時間に繰り下げすることは認められません。）。逆に、10分単位や1分単位での取得を認める場合は、法を上回る制度となるため、就業規則（又は育児・介護休業規程）に定めることによって可能となります。その場合には7時間30分を1日として取得させることもできるようになります。



昼食の準備のために一度家に帰る場合や、病院等の診察時間に合わせる場合など、中抜けの時間を取得できる方が便利のため、中抜けに対応することでより良い制度となるでしょう。

就業規則（又は育児・介護休業規程）の変更が必要



注目トピック 男性の育児休業取得率が微増

厚生労働省が「令和元年度雇用均等基本調査」を公表し、令和1年10月1日時点の男性の育児休業取得率（H29.10.1～H30.9.30の間に配偶者が出産した人のうち、R1.10.1までに育休を開始（申請）した人の割合）が**7.48%となり、前年平成30年度の6.16%から上昇**しています。大幅に上昇しているわけではなく、まだまだ低水準にありますが、平成26年は2.3%だったため**5年間で3倍以上**に増えていることがわかります。イクメンというワードが社会的に注目され、国や企業の男性の育児休業の取得促進に向けた取組みに一定の効果が出ていることが伺えます。

コロナウイルスの影響で休業した際の年次有給休暇の注意点

年次有給休暇付与の基本をおさらい

使用者は、労働者が雇入れの日から6か月間継続勤務し、その6か月間の**全労働日の8割以上を出勤**した場合には、原則として**10日**の年次有給休暇を与えなければなりません。

例えば、年間労働日数250日（年間休日115日）の企業の場合



その後は
1年ごと



コロナウイルスの影響で休業した場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、会社が休業する場合や一部の部門や個人に休業を命じる場合は、会社都合の休業となるため、欠勤で処理することは認められません（休業手当の支払が必要）。また、実際に出勤していないため、出勤したものとして処理することも正確ではありません。

例えば、年間労働日数250日（年間休日115日）の企業で、

25日欠勤のある人が、新型コロナウイルスによる休業で50日休業した場合（1年ごとのみ想定）

欠勤で処理



誤

出勤で処理



休業を控除



正

ポイント

休業した50日分は含めないで出勤率を算出する

実際の会社都合による休業の場合、休業日数は、年間労働日数・出勤日数どちらにも含まないのが正しい計算方法となります。

注意

問題となりえるケース例

年間労働日数250日（年間休日115日）の企業で、**50日欠勤のある人が、**
 新型コロナウイルスによる休業で50日休業した場合（1年ごとのみ想定）

欠勤50日のみ
の場合



休業50日を
加えた場合



上記のようなケースでは、会社都合による休業の有無によって、有給休暇が付与されない場合があります。そのため、休業期間を含んだ期間の年次有給休暇の出勤率を計算する際は、上記のポイントを理解したうえで付与日数を計算するように注意しましょう。

今、旬のマイナンバーカード活用術！

マイナンバー制度は、2016年（平成28年）の1月から運用を開始し、国民全員の「社会保障」「税金」「災害対策」を一人一人に割り当てられた番号に集約し、国が効率的に個人情報管理するためのシステムです。今では、税金の申告の際や社会保険・雇用保険の手続きの際には必ずマイナンバーの記載が必要となっているなど、欠かせない存在となっています。

マイナンバーカードは作りましたか？



マイナンバー制度の開始前の2015年10月よりマイナンバー通知カードが配布され、一人一人が自分のマイナンバーを知ることになりました。マイナンバー通知カードは一時的にマイナンバーをお知らせすることを目的としており、現在は新たに発行されず、原則としてマイナンバーを証明する書類としては使用できなくなっています。（通知カードの記載事項のから変更事由がない場合のみ有効）

マイナンバー通知カードから写真付きのマイナンバーカードに変更することで、マイナンバーを証明する書面となるほか、普段から身分証としても活用することができます。実際にマイナンバーカードを申込み、手元に届くまでは約1ヶ月近く必要とされているため、下記の「便利で」「お得な」使い方ができるように、早めの申請を行いましょう。



2021年3月からマイナンバーカードが保険証に！？

題名の通り、マイナンバーカードが保険証として使えるようになり、現在、マイナポータルwebページにてその申込みがスタートしています。



マイナンバーカードを保険証とするメリット

- ①就職・転職・引っ越しをしても健康保険証として、ずっと使える。
- ②マイナポータルで特定健診情報や薬剤情報・医療費を見ることができる。
- ③マイナポータルで確定申告の医療費控除が簡単にできる。(2021年分から)
- ④医療機関等の窓口へのマイナンバーカード以外の書類の持参が不要に。

医療機関や薬局でマイナンバーカードをカードリーダーにかざすだけで使えるため、とても便利になります。健康保険証としていつでも使えるため、例えば、転職時には従前の会社に一度保険証を返却し、新しい会社で保険証が発行されるまでの間は保険証が手元からなくなってしまうといった不便さもなくなります。

知ってお得なマイナポイント

マイナポイントとは、マイナンバーカードに登録したキャッシュレス決済によって買い物等をした場合に獲得できるマイナンバーカード専用のポイントです。現在は、キャッシュレス決済の登録申込みがスタートしており、実際のポイントの付与は9月以降となります。新しいポイント付与・利用によって今までよりもっとお得に買い物を楽しめるでしょう！



**マイナポイント申込で
お好きな決済サービス
をお選びください**

スマホやPC、マイナポイント手続ポ
ットから申込ができます。

**チャージor買い物で
ポイントをGET！**

ご利用金額の25%分のポイント(上限
5,000円分)がもらえます。

**ポイントを利用して
お買い物**

いつものお店でお買い物にご利用いた
だけます。